

【資料1】 令和4年度障がい福祉施策事業について

- 1 手話施策推進事業
- 2 じりつ支援協議会
- 3 障がいのある人のテレワーク推進事業
- 4 地域生活支援拠点等の体制整備事業

障がい福祉施策事業の一覧

基本目標	施策	具体的事業
1 人 に や さ し い ま ち づ く り	(1)障がいと障がいのある人への理解	障がい者差別解消のための職員研修 広報、市ホームページ等での啓発 障害者週間における啓発 障がい者理解のための講演会 地域活動支援センター機能強化事業 意見交換会の開催(よろしくトーク) 手話理解促進事業 かもまる講座(市職員出前講座) 児童生徒の交流 ☆手話施策推進 (小学校等手話教室) みんなでやさしいまちづくり教室
	(2)安全・安心のまちづくり	公共施設のバリアフリー化 スマートシティ推進事業 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり 読書環境の整備 公共交通体系の充実 移動支援事業 自動車運転免許取得・改造助成事業 福祉タクシー利用料金助成事業 地域見守り支えあいネットワーク事業 福祉避難所の円滑な設置・運営 総合防災訓練の開催 Eメール119番通報システムの運用 消費生活相談
	(3)地域福祉の推進	地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業 奉仕員養成研修事業 ☆加賀市じりつ支援協議会の開催 地域ケア会議の開催 3障がい連絡協議会への活動支援
2 じ り つ と 社 会 参 加 の 基 盤 づ く り	(1)障がいのある子どもの育成・教育	こども育成相談センター事業 ことばとまなびの巡回訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置
	(2)雇用・就労	企業等への働きかけ事業 就労支援ネットワークの強化 ☆障がいのある人のテレワーク推進 障害者優先調達推進法の推進
	(3)スポーツ・文化芸術活動	スポーツ・レクリエーション教室等開催事業 作品展の開催
3 暮 ら し の 基 盤 づ く り	(1)保健・医療	健康診査・相談体制の充実 健康診査後の事後指導の強化 子ども育成相談センター事業 成人の健康診査体制の充実 生活習慣病予防知識の普及・啓発 健康づくりの推進 医療費の助成
	(2)生活支援サービス	日常生活用具給付等事業 訪問入浴サービス事業 生活訓練等事業 日中一時支援事業(日中ショートステイ・タイムケア) 福祉機器リサイクル事業 サービスの質を向上させるための取組 グループホームの確保 住宅リフォーム助成 地域ケア会議の開催 地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業 ☆地域生活支援拠点等の整備
	(3)相談支援・情報提供	基幹相談支援センターの設置(相談支援機能強化事業) 点字・声の広報等発行事業 読書環境の整備 奉仕員養成研修事業 要約筆記者の派遣 手話による意思疎通支援 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及 障がい者虐待防止のための体制強化 虐待防止研修の充実

1 手話施策推進事業

(1) 小学生等を対象とした手話教室

○参加校:市内9校 ○参加児童:275人 ※3~4年生が対象

○実施期間:令和4年6月~令和5年2月 ○講習日程:全4回コース

《各校の開催状況》

小学校名	山中	河南	作見	金明	南郷	庄	錦城	動橋	分校
学年	4年	4年	3年	4年	3年	3年	4年	3年	3・4年
児童数	34	24	51	11	8	20	47	45	35

(2) 手話奉仕員養成講座(入門編)及び修了者のフォローアップ講座

①入門編として簡単なあいさつや自己紹介など、手話の基礎知識を学ぶことを目標に開催。

○開催日:令和4年5月12日(木)~10月27日(木)全23回 ○受講者数:9人(うち修了者数:6人)

②講座修了後も修了者が次のステップに着実に繋がっていくことを目的にフォローアップ講座を開催。

○開催日:令和5年1月23日(月)、3月6日(月) ○受講者数:対象6人のうち3人

(3) ケーブルテレビを活用した手話啓発活動と手話サークルの周知活動

○放送番組:文字放送の行政情報コーナー ○期間:令和4年12月上旬~同月末まで(障害者週間に併せて放送)

○内容:手話の普及啓発促進と手話サークルの広報活動支援として「手話サークル道」の活動日時や場所のお知らせ

※「手話サークルゆう」の広報活動は、次回の取り組み時に検討

(4) 加賀手話単語の動画一覧に観光紹介などを追加改修

○現在23単語を公開

○観光に関する「加賀パフェ」や「鶴仙溪」などの単語に、観光案内や説明などを付けるため、ホームページの改修を行った。

2 加賀市じりつ支援協議会

(1) 各部会の取組

ア つながり部会

- 目的は、当事者からの生活の中のアイデア・工夫点の発信や課題の解決の整理である。
- 今年度は、障がい者週間の取組として、錦城特別支援学校の学生や錦城学園利用者等当事者のメッセージボード等を市役所や図書館、市内商業施設に設置した。新たな当事者が取組に参加でき、当事者の声を届けられる機会になった。
- 当事者会参加者が多く住む地区の民生委員と当事者の意見交換会を試行的に開催し、民生委員が障がいのある方の暮らしや地域生活における思いを知る機会を設ける。

イ おとな部会

- 目的は、障害福祉サービスを含む社会資源や横のつながりの充実のための課題整理、具体策の検討である。
 - ①地域ケア会議、②就労ワーキング、③計画策定ワーキングの3つで構成されている。
- ① 地域ケア会議は、主に長期入院、長期入所者の地域移行に関する検討の場である。今年度は、「支援者の精神障がいに関する理解が必要」という課題を受け、加賀こころの病院の医師を講師に迎え、精神疾患に関する研修会を開催した。また、グループホーム利用者を対象とした地域移行の実態把握のためのアンケート項目について意見交換した。
- ② 就労ワーキングは、障がい者就労の充実の検討の場である。今年度は、ハローワークとの企業訪問や合同面接会の協力と事業所間のつながりの場の検討を行った。
- ③ 計画策定ワーキングは、障がいのある人（子ども）のサポートプランの策定について、協議会としても意見や提言を行う場だが、今年度は、策定年度ではないため、取組はなかった。

ウ こども部会

- 目的は、障害福祉サービスを含む社会資源や横のつながりの充実のための課題整理、具体策の検討である。
- 今年度は、放課後等デイサービスの利用の流れや市内各事業所について支援者が共通理解しながら、利用に向けた紹介、調整ができることを目的とした「放課後等デイサービス情報シート説明会」を開催し、児童福祉や教育分野の職員にとっても、放課後等デイサービスの概要や市内の現状を知ることができる機会となった。

エ まなび部会

- 目的は、障がい分野の職員の資質向上、権利擁護の視点に立った支援の実現、核となる支援者の養成である。
- 今年度は実践報告会を開催し、加賀市の障がい福祉の現状、2事業所職員による実践報告、日々の実践を振り返るためのグループワークを行った。障害福祉サービス提供事業所職員が参加し、利用者とのかかわりや、事業所の業務等、参加者にとって日頃の悩み等を話せる場が設けられ、横のつながりを作る機会となった。

(2) まとめ

- 各専門部会の内容が多岐に渡り、取組内容が多いため負担が多いのではないか。
- 人材不足が課題のため、優先順位を決めて取り組みをした方が良いのではないか。

3 障がいのある人のテレワーク推進事業

【令和4年度実績】

(1) 障がい者支援機関向けセミナー テレワークに向けた支援とは

対象 加賀市近隣の障がい者支援機関(相談支援、就労移行、就労継続等の事業所等)

日時 8月10日(水) 13時30分～15時 (オンライン開催)

内容 テレワークに取り組む就労支援事業所による取組紹介

- ・在宅訓練について
- ・テレワークに必要な訓練、そのポイント
- ・テレワーク雇用の定着支援について 等

参加者 5人

(2) テレワーク型障がい者雇用セミナー(加賀市、鯖江市、安城市の3市合同)

対象 加賀市、鯖江市、安城市に在住する障がいのある人

日時 10月14日(金) 13時30分～14時30分(オンライン開催)

内容 ・求人紹介セミナー ・情報交換、意見交換等

参加者 22人(加賀市6人、鯖江市5人、安城市11人)

【令和5年度の取組】

- ・テレワーク型雇用に挑戦できる人材の掘り起こしや育成に向けてセミナー等を継続して開催する。

4 地域生活支援拠点等の体制整備事業

(1) 地域生活支援拠点等整備事業の目的

ア 地域における生活の安心感を担保

⇒障がい者やその家族などの緊急時に迅速で確実な相談支援や短期入所等の活用など

イ 障がい者等の地域生活を支援

⇒障がい者の高齢化や「親亡き後」に備えるため、短期入所やグループホーム等を活用した親元から離れた体験的な暮らしの場を提供する

(2) 地域生活支援拠点等整備事業の具体的な実施方法

次の5つの機能を備えることとします。

- ① 相談支援 … 常時の連絡体制を確保し、障がい者等の緊急時には必要な支援を行う。
- ② 緊急時の受入・対応 … 障がい者等の緊急時の受入体制を常時確保し、緊急時には必要な対応を行う。
- ③ 体験の機会・場の提供 … 一人暮らしの体験など、障がい者等が、地域で生活するために必要な取り組みを行う。
- ④ 専門的人材の確保・養成 … 障がい者等の高齢化・重度化に対応できる人材確保又は専門的人材の養成を行う。
- ⑤ 地域の体制づくり … 地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

(3) 進捗状況について

① 相談支援

○常時の連絡体制を確保するため、市内6つの相談支援事業所が毎月交代で24時間365日の相談支援を実施する体制とした。

○迅速で確実な支援が行えるよう各相談支援事業所と協議して、相談支援の基本的な流れ(フローチャート)を作成した。

② 緊急時の受け入れ・対応

○緊急時の受入体制を常時確保するため、短期入所等を行っている市内の福祉サービス提供事業所に事業説明会を開催し、9事業所が本事業に参加登録した。

○緊急時対応の参考資料として「手引き」を作成し、事業所には説明会を行った。

③ 体験の機会・場

○一人暮らしの体験など、地域生活に必要な取り組みを行うため、グループホーム等を行っている市内の福祉サービス提供事業所に事業説明会を開催し、11事業所が本事業に参加登録した。

○この取り組みを対象となる障がい者やその家族等に分かりやすく説明できるパンフレットを作成中。来年度からパンフレットを活用しながら具体的に取り組んでいく。

④ 専門的人材の確保・養成および ⑤ 地域の体制づくりの具体的な取り組みについては、来年度以降に障害福祉サービス提供事業所やじりつ支援協議会などと検討を重ねていく予定。